

大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年6月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドルフィンポート
鹿児島市本港新町5番4号 外6筆
- 2 届出者の名称及び住所
鹿児島ウォーターフロント株式会社
鹿児島市金生町3番1号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
2,598平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和2年3月31日